

中総体も終わりました。3年生の中には、部活動から身を引いて、受験モードに入る人もいるのではないのでしょうか？ 1, 2年生にとっては、部活動内での世代交代が進んでくる時期に入り、練習にも熱が入ってくるのではないかと思います。いずれにせよ、これまでとはちょっと違う生活リズムの中で生活するという人も多くなると思います。

このような時こそ、「なりたい自分」を意識して生活しましょう。

さて、第2回目は、『インターネットには危険がいっぱい』を取り扱います。

インターネットは、私たちの生活に非常に役立っている部分もあります。ニュースや天気予報、その他の情報も他のメディア（テレビなど）よりも早く手にすることが可能です。ネットショッピングなど、お店に行かなくとも（お店の在庫よりも）多種多様な商品をまさに指先一本で購入することが可能です。なくてはならない存在になっているという人も多くいるのではないのでしょうか？

ただし、『何でも手軽にできるインターネットは法律違反も簡単にできてしまう（しかも、その場で止めてくれる人もいない）』という危険性が大きいだけに、一人ひとりが冷静に判断し、正しく使うことが最も大切です。

インターネットの不適切な使用で巻き起こすおそれがある行為と刑罰の例

行 為	抵触するおそれがある 罪名	刑 罰 の 内 容
画像・動画の撮影、掲載 転送 ★ネット上にアップする 行為	民事訴訟（肖像権の侵害） 児童ポルノ所持、製造、提供	●民事上の責任が発生し、損害賠償請求をされるケースあり ●児童ポルノに関して ・所持：1年以下の懲役または100万円以下の罰金 ・製造、提供：3年以下の懲役、または300万円以下の罰金 ・不特定多数への提供、公然陳列：5年以下の懲役または500万円以下の罰金
誹謗中傷 悪口を書き込む等の行為	刑法第230条 名誉棄損	●3年以下の懲役若しくは禁錮または50万円以下の罰金
著作物のアップロード ダウンロード	著作権法 113条 民事訴訟（著作権の侵害）	●10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併科 ●民事上の責任が発生し、損害賠償請求や不当利益返還請求をされるケースあり
コンピュータウイルスの 取得	刑法第168条 不正指令電磁的記録取得	●2年以下の懲役または30万円以下の罰金

所持：持っておく、自分のスマホやPCなどに持っておくこと

製造：撮影などして製造すること 提供：他人へ渡すこと

公然陳列：多くの人が見ることができる状態にすること

損害賠償請求 相手に損害を与えたことに対して償うことを要求されること

禁錮：刑事施設（刑務所等）に収容する刑罰のこと

懲役：刑事施設（刑務所等）に収容して労働作業などを行わせる刑罰

興味本位、その時の「ノリ」で犯罪行為をしないように！ 犯罪行為に言い訳は通用しません